

船橋市汗一平・風さやかシンボルマークの使用承認に関する基準

1条 目的

この基準は、生涯スポーツ活動の推進、スポーツ健康都市づくりに対する意識の高揚を図ることを目的とし、使用に関して必要な事項を定める。

2条 使用の承認許可基準

- ① 市または、地方公共団体及びそれに準ずる団体が使用する場合
- ② 町会、自治会、福祉団体等が使用する場合
- ③ その他船橋市教育委員会生涯スポーツ課長（以下、「課長」という。）が特に使用を認めた場合

3条 使用の禁止

- ① 営利を目的とする場合
- ② 政治的目的とする場合
- ③ 宗教的目的とする場合

4条 申請

シンボルマークの使用承認を受けようとする場合は、使用申請書（第1号様式）により、課長に申請しなければならない。

5条 承認の通知

課長は前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ承認通知書（第2号様式）、不承認通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

6条 承認の取り消し

課長は次の一に該当すると認めたときは、使用承認を取り消すことができる。

- ① 第3条に違反したとき
- ② 使用承認条件に違反したとき

附則 この基準は、平成15年5月5日から施行する。

附則 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年11月15日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

船橋市一平・さやかシンボルマーク使用申請書

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長 へ

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

下記によりシンボルマークの使用を承認くださるよう申請いたします。

1. 目 的

2. 品 名 汗一平・風さやかシンボルマーク

3. その他

(第2号様式)

船 教 ス 第 号
年 月 日

船橋市一平・さやかシンボルマーク使用承認通知書

様

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長

貴団体より申請のあったシンボルマークの使用を下記により承認しますので通知いたします。

記

1. 品 名

2. 数 量

3. 条 件 ①生涯スポーツ活動の推進及びスポーツ健康都市づくりを目的とすること

②使用の禁止事項に該当しないこと

4. 承認の取り消し

・届出条項、条件に違反した時は承認を取り消す

(第3号様式)

船 教 ス 第 号
年 月 日

船橋市一平・さやかシンボルマーク使用不承認通知書

様

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長

貴団体より申請のあったシンボルマークの使用を下記により不承認といたしますので通知いたします。

記

1. 品 名

2. 理 由